



2001

No. 371 号

11月号

園児も真剣!!

# 防 災 訓 練



駒ヶ岳噴火を想定した防災訓練が10月4日、幼稚園、小・中学校と、大和リゾート住民が参加して実施されました。



表1 ◎平成12年度一般・特別会計決算一覧表

(単位：千円)

会計別	収入済額 (A)	支出済額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	翌年度へ繰り越 すべき財源 (D)	実質収支額 (C)-(D)
一般会計	3,532,431	3,476,042	56,389	3,065	53,324
国民健康保険事業 勘定特別会計	570,434	555,525	14,909		14,909
老人保健特別会計	485,873	471,036	14,837		14,837
介護保険事業 特別会計	161,266	148,106	13,160	856	12,304
合計	4,750,004	4,650,709	99,295	3,920	95,375

平成十二年度の一般・特別  
・企業会計決算は、九月に行  
われた第三回定例議会におい  
て認定されました。

# 平成十二年度決算のあらまし

## 一般会計

町の財政の柱となる一般会計の平成十二年度決算額は、最終予算額三十六億一〇九八万二千円に対し歳入が三十五億三二四万一千円（執行率97・8%）、歳出が三十四億七六〇四万二千円（執行率96・3%）で、歳入歳出差し引額は五六三万八千九百円となりました。この内、制度的に平成十三年度へ繰り越さなければならぬ財源三〇六万五千円を差し引くと実質収支額は五三三二万四千円の黒字決算となりました。

平成十二年度は「清潔で公正、対話による開かれた町政」を推進し、町民の幸せと活力に満ちた魅力ある町づくりのため、町民の要請とその優先度などに十分配慮のうえ、限られた財源のもと、施策・事業の重要性や緊急性、効果を考慮しつつ、道路等の、生活基盤の整備、漁業振興対策、

町の財政の柱となる一般会計

福祉保健の向上、防災対策、生涯学習・学校教育・社会体育の推進、各種の事業を実施しました。主な事業としては、道路新設改良、宮浜中央団地建設、ひょうたん沼公園整備幼稚園舎改修、小・中学校大規模改造など、生活基盤・生活環境の整備に努めました。しかしながら、長引く景気の低迷により町税収入が伸びず、国・地方を通じ起債に依存する率が高く、また、扶助費などの義務的経費が増加するなど、財政の硬直化が懸念されることから財政健全に向け財政構造の改善を進め、社会経済情勢や行政需要の変化に敏速かつ的確に 대응し、弾力性のある財政の構築を目指し効率的な財政運営にさらに努力していきます。



12年度、改良工事を行った町道宮浜2号線(上段)と宮浜6号線(下段)



◎平成12年度一般会計歳出決算経費内訳

事項		支出済額 (千円)	構成比 (%)	11年度 構成比	
義務的経費	人件費	職員給与費、議員報酬など	637,744	18.3	14.9
	扶助費	医療助成費、児童手当など	110,871	3.2	4.8
	公債費	長期借入金の償還元金、利子など	349,937	10.1	8.2
小計		1,098,552	31.6	27.9	
投資的経費	普通建設事業費	道路、公園、河川、町営住宅、学校などの建設費	1,188,853	34.2	43.2
	災害復旧事業費	被災施設等の復旧費			
小計		1,188,853	34.2	43.2	
その他	経常費	物件費、維持補修費など	422,399	12.2	9.4
	補助費等	各種団体補助金及び負担金、見舞金など	426,778	12.2	9.6
	貸付金・積立金等	個人や民間団体への貸付金、基金への積立金など	78,255	2.3	5.3
	繰出金	国保会計、老健・介護会計などへの繰出金	91,033	2.6	1.5
その他	国民年金印紙購入費など	170,172	4.9	3.1	
小計		1,188,637	34.2	28.9	
合計		3,476,042	100.0	100.0	

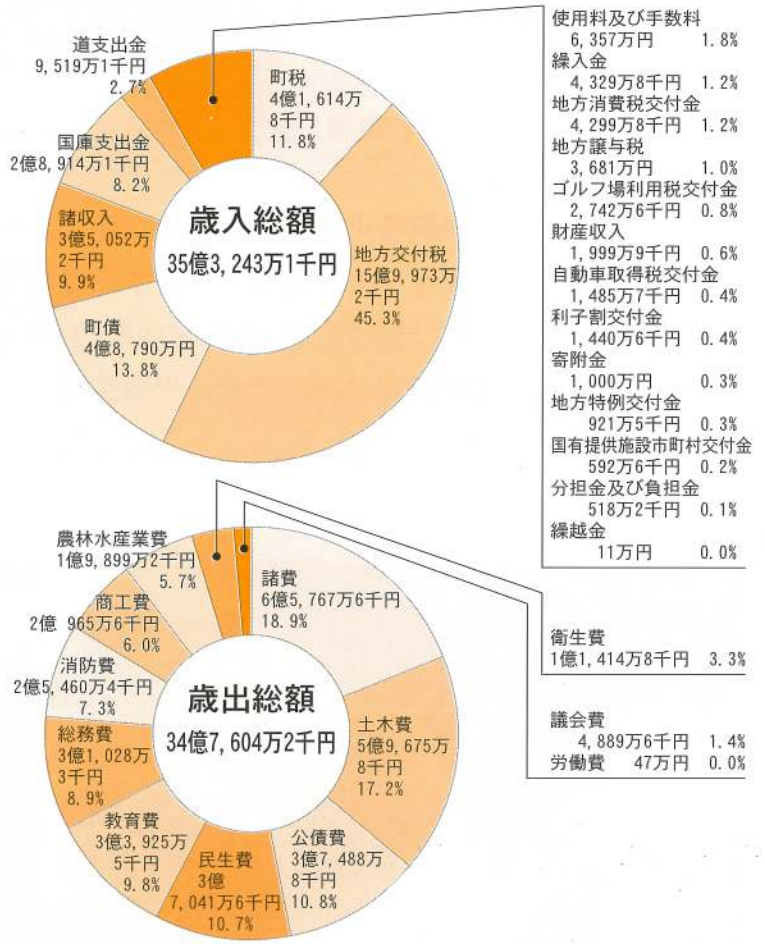


町民一人当りの決算額

<p><b>教育費</b></p>  <p>学校施設の整備などに 8,190 円</p>	<p><b>民生費</b></p>  <p>福祉の充実などに 8,950 円</p>
<p><b>衛生費</b></p>  <p>清掃事業や保健対策などに 2,760 円</p>	<p><b>土木費</b></p>  <p>道路や公営住宅の整備などに 14,420 円</p>
<p><b>消防費</b></p>  <p>防災活動や消防施設の充実のために 6,150 円</p>	<p><b>農林水産業費</b></p>  <p>漁港整備や農林水産業振興のために 4,810 円</p>
<p><b>総務費</b></p> <p>企画調整、税務、戸籍、各種選挙、基金積立などに 7,500 円</p>	<p><b>公債費</b></p>  <p>借入金の返済などに 9,060 円</p>
<p><b>諸費</b></p>  <p>職員の給与などに 15,890 円</p>	<p><b>その他</b></p> <p>議会費、商工費、労働費に 6,260 円</p>

●金額は、一般会計の決算額を平成13年3月末の人口48,855人で割ったものです。

◇平成12年度一般会計決算内訳◇



一年間に町民一人が負担する町税の金額は= 8万3990円

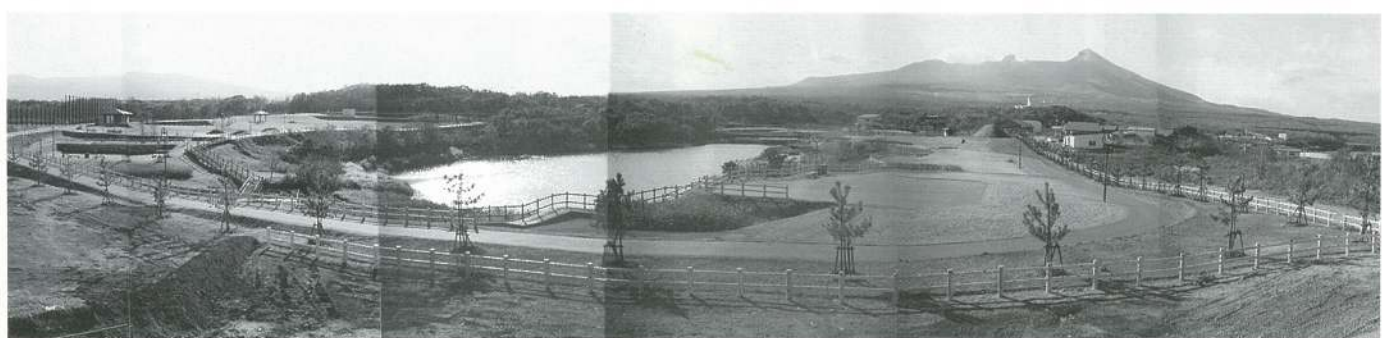
表2 ◎平成12年度水道企業会計決算一覧表 (単位:千円)

区分	収益的収支	資本金収支
収入	121,079	20,644
支出	107,168	61,551
差引	13,911	△40,907

水道会計は、独立採算性をとっており、経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう努めております。平成十二年度水道会計決算は、表2のとおりです。なお、差引不足額四〇九〇万七千円は当年度内部留保資金及び消費税資本的収支調整額を補ってまいります。

水道会計

特別会計とは、特定の収入を財源として事業を行うもので、一般会計から分離して収支経理を行う会計です。平成十二年度特別会計決算は、表1のとおりです。



ひょうたん沼公園



# 防 災 訓 練



駒ヶ岳の大規模噴火を想定し、火山噴火総合訓練が去る10月4日実施されました。今回は、大和リゾート地区に居住する住民を対象とし、総合体育館に自主避難する訓練が行われ、居住者211名の方が参加されました。

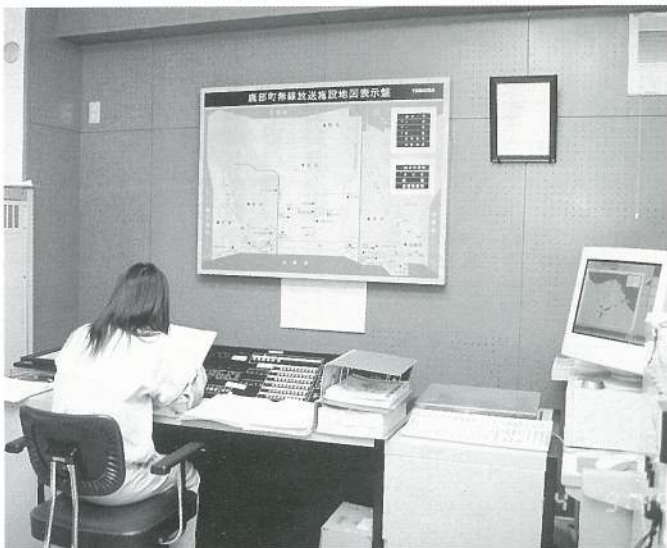
併せて、幼稚園児、小中学校の児童生徒及び漁業研修所生も訓練に参加しました。



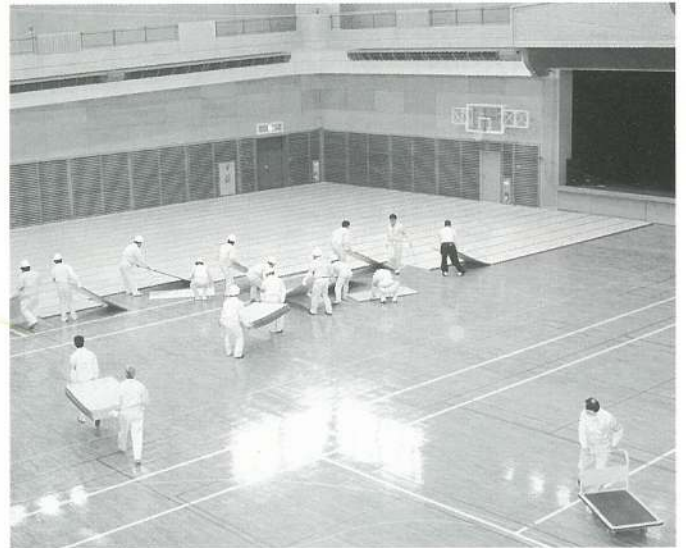
災害対策本部設置



降灰調査訓練



防災無線により避難勧告



避難所（総合体育館）開設準備



(5)

広報しかべ



自家用車を利用し避難施設へ向う大和リゾート住民



幼稚園児は中央公民館へ避難



大和リゾート住民は総合体育館へ避難



小・中学生は校舎内の体育館へ避難





健康へのページ

# こんにちはは保健婦です

今月の担当は、大沼 明恵 です

## やさしい在宅介護教室が開催されました

平成13年9月20日(木)鹿部町在宅介護支援センターにおいて介護教室が開かれました。教室では、デイサービスなどの介護保険サービスの説明から始まり、身近な介護を参加者の方々に体験してもらいました。

参加者からは、「介護する側だけでなく、される側の両方を体験することで、介護される側の気持ちも考えることができた」、「コツをつかむと、少しの力で寝ている人を動かすことができた」など活発な感想がきかれました。



鹿部町在宅介護支援センターでは、今後も町民の方々に身近な介護情報の提供に取り組んでいきますので、介護のことでお困りの方や相談したいことがある方は、お気軽にご相談ください。 鹿部町在宅介護支援センター

【TEL 7-3305】

## むし歯のないお子さん たいへんよくがんばりました

9月18日(火)に行われた3歳児健診で次の2名のお子さんは、むし歯が1本もありませんでした。これからも歯みがきをして、むし歯をつくらないようにしましょうね。



本別 坂井 拓也 くん  
(保護者) 辰也 さん



宮浜 竹駒 明子 ちゃん  
(保護者) 悟 さん



## 年金マン21

～ 新 曲 ～



# 平成14年4月から 国民年金が変わります!

◆地方分権一括法の施行による国民年金事務の見直しにより、平成14年度から、国民年金に関する事務の一部が町の事務から国の事務へと変わります。

**町から発行されていた納付書は、  
国（社会保険事務所）から発行されます。  
納付先も町ではなく国となります。**

- 平成13年度分の保険料については、平成14年4月までは今までどおり町から発行された納付案内書で納めて下さい。
- 現在、口座振替により保険料を納めている方は、平成14年4月分以降も引き続き口座振替ができます。
- 町内会で保険料を納める方法が、廃止となりますので、現在、町内会で保険料を納めている方には、便利で且つ確実な、口座振替をお勧めいたします。

年金に関すること、その他どのようなことでも結構です。  
ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。 (年金マン21)

## ◆メールアドレス

[choumin@town.shikabe.hokkaido.jp](mailto:choumin@town.shikabe.hokkaido.jp)

# 険制度の改正

## 平成13年1月からの一部負担の内容

	負担金	負担限度額
●外来	定率1割負担	・診療所および200床未満の病院 月額上限 3,000円 * 院外処方が行われた場合 医療機関 1,500円 薬 局 1,500円
		・200床以上の病院 月額上限 5,000円 * 院外処方が行われた場合 医療機関 2,500円 薬 局 2,500円
		* 診療所の場合は、定率1割の代わりに 定額負担を選択することもできる 1日800円 月4回まで
●入院	定率1割負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般 上限37,200円/月</li> <li>・低所得者世帯 上限24,600円/月</li> <li>・低所得者世帯かつ老齢福祉年金受給者 上限15,000円/月</li> <li>・長期特定疾病患者 上限10,000円/月</li> </ul>

## 入院時の食事療養に係る標準負担額

老人医療受給対象者の分類		負担金
一般の老人医療受給者		780円/日
低所得者世帯に属する 老人医療受給対象者	過去1年の入院期間が90日以下	650円/日
	過去1年の入院期間が90日超	500円/日
低所得者世帯に属する老齢福祉年金の受給者		300円/日

※「低所得者世帯」とは、その世帯の生計を維持している人が住民税非課税である世帯のことを指します。

## （その他医療保険の改正のポイント）

### ●高額療養費の自己負担限度額の改正

医療保険では、医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額医療費」として払い戻されます。今回の改正で、医療費の額にかかわらず一定だった自己負担限度額を見直し、医療費に応じた自己負担限度額となります。



## 医療保険のいま③

# 医療保

◎今月の広報は、平成13年1月から実施されている老人医療の一部負担の特集です。

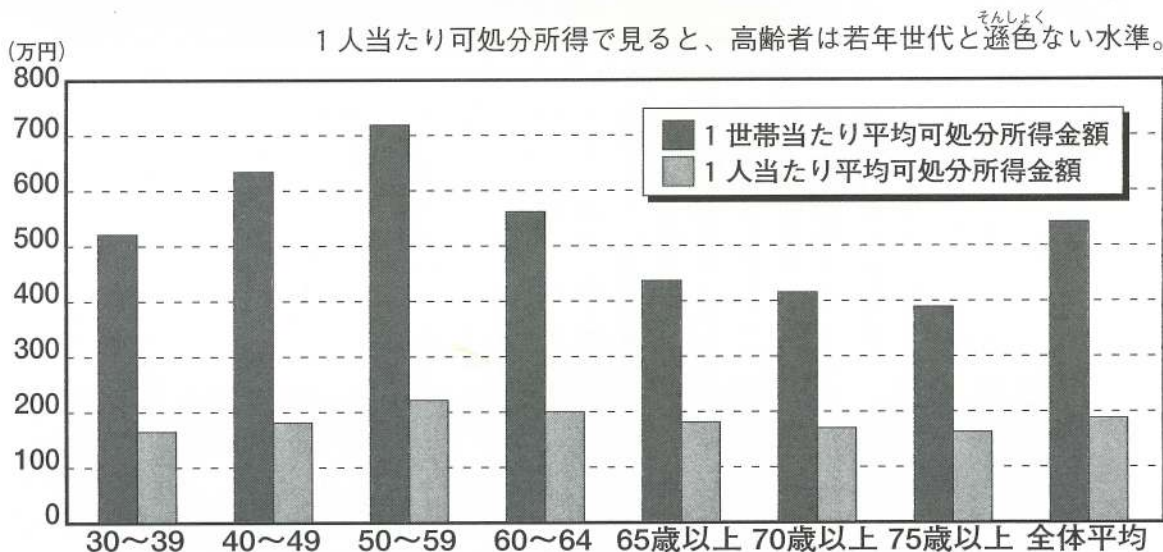
### 少子高齢化に対応し 医療保険を安定的に 運営するために

老人医療費の一部負担の内容は、高齢者の経済力向上や少子高齢化の進展、経済状況の変化などの状況を踏まえて改定が重ねられており、高齢者にも適正な負担を求めるようになっていきます。平成12年の老人保健制度の改正では、老人医療費の一部

負担について、これまでの定額負担制だったものから定率1割負担制に変わり、平成13年1月から実施されています。

本格的な少子高齢社会となる日本で、膨大な老人医療費を支え、医療保険制度を安定的なものとして維持していくためには、若年層だけが医療費を負担するのではなく、高齢者自身も負担能力に応じて、公平に医療費を負担していくことが必要とされています。

#### ◆世帯主の年齢階級別1世帯当たり・世帯人員1人当たり可処分所得



資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を基に大臣官房政策課で算出、平成12年版厚生白書

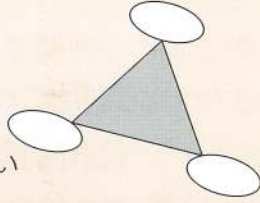


お知らせ

# 街の法律家 行政書士

次のようなときには、お近くの行政書士へぜひご相談を！

- 相続手続きをしたい
- 遺言書をつくっておきたい
- 独立して会社をつくりたい
- 宅地・農地などを売買したい
- 土地・建物を愛妻に贈与したい
- 貨物運送事業をはじめたい
- 中古自動車を買って登録をしたい
- 飲食店やスナックをはじめたい
- 契約書、内容証明の手続きをしたい
- 産業廃棄物収集運搬業をはじめたい
- 医療法人、農業生産法人をつくりたい
- 建設業の許可をとって指名業者になりたい
- 貸金、家賃を催促したい
- 年金受給について相談したい
- 帳簿のつけ方を知りたい
- NPO法人をつくりたい



〈お問い合わせ先〉 北海道行政書士会 函館支部  
 函館市千歳町21-13  
 (0138) 22-0736 月水金の9時~17時

## 新規高卒者のための

# 就職面接会



**日時** 平成13年11月20日(火)  
 午後1時~午後4時

**会場** 函館ハーバービューホテル 3階彩海の間  
 函館市若松町14番10号(JR函館駅横)

主催：ハローワーク函館・渡島支庁・檜山支庁・函館市

## 戦傷病者等の妻の方へ

— 一次の戦傷病者等の妻の方に特別給付金が支給されます —

- 平成5年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻された妻又は同日以降に後重症により第5款症以上の戦傷病者等となられた方の妻であって、平成13年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の増加恩給等を受けていた方。(額面15万円(軽症者半額)、5年償還の国債)
- 平成8年5月に最終償還を迎えた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡(平病死)された方。(額面5万円、5年償還の国債)

◎請求期間は、平成13年10月1日から平成16年9月30日までです。

◎請求手続きなど詳しい内容については、お住まいの市区役所・町村役場又は道保健福祉部保護課援護係まで。

知っていますか労働保険  
 入っていますかあなたの職場

労働保険を知っていますか？

労働保険は、業務上の災害や通勤時に負傷等をした場合に、補償を行う労災保険と失業した場合に失業給付を行う雇用保険と一体となっており、労働者の生活安定、福祉の増進等を目的とした、政府の直接運営、管理している保険です。

誰もが、労働災害や失業は避けたいと願っていますが、絶対という保証は、どこにもありません。

そのため労働者を雇用している企業は、個人や法人を問わず、必ず加入しなければならぬこととなっております。

まだ加入していない事業主の方は、速やかに加入手続きを行ってください。

また、職場で働く労働者の方々は、事業主を通じて加入の有無を確認してください。

なお、労働者を雇用している企業であって、一部の業種の場合、加入手続きができない場合もありますので、詳しくは、お近くの労働基準監督署または公共職業安定所にお問い合わせください。

◎詳しい問い合わせ先

- 函館労働基準監督署 ○三八一三二二七六
- 同江差駐在事務所 ○三九五二一〇二八
- 函館公共職業安定所 ○三八一六〇七三五
- 同江差出張所 ○三九五二一〇二八
- 同八雲出張所 ○三七六一二五〇九



# 個別的労使紛争のあっせん

～ 労働者個人と使用者の間のトラブルを調整します ～

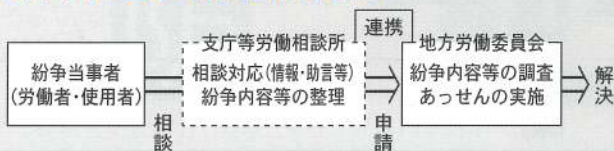
北海道地方労働委員会では、平成13年10月1日から道内各支庁等に設置しております中小企業労働相談所等と連携して、労働条件その他労働問題に関する個々の労働者と使用者との間の紛争（個別的労使紛争）の「あっせん」を新たに行うこととしました。  
お気軽にご利用ください。

## ● 個別的労使紛争の例

（こんなことでお困りのときは、ご利用ください）

- 突然、会社から懲戒処分を受けたが、理由も曖昧で納得できない
- パートで働いているが、何の説明もなく、時給を大幅に引き下げられた
- 社長から執拗に退職の強要（いやがらせ）を受けており、我慢の限界である
- 社員に対し、やむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否し続けている

## ● 紛争解決までの基本的な流れ



※尚、支庁等労働相談所の相談を経由しない場合でも、内容により申請を受け付けます

## ● あっせん制度 Q & A

Q 1：「あっせん」とは何？

⇒労働問題に関し経験豊かな「あっせん員」が、当事者からお話を伺い、問題点を整理の上、助言等を行い、歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

Q 2：「あっせん員」とは誰？

⇒紛争解決の援助を行う「あっせん員」は、公益（学識経験者）側、労働者側、使用者側の三者で構成される「あっせん員候補者名簿」の中から指名されます。

Q 3：「あっせん」制度のメリットは何？

- ⇒中立・公平です（あっせん員は、中立公平な立場で解決を援助）
- ⇒申請は簡単です（地労委や相談所の担当者が、親切・丁寧に対応）
- ⇒対応は迅速です（1か月程度での解決を目指し、調査やあっせんに迅速に実施）
- ⇒利便性に優れています（費用は無料、札幌近郊以外の場合は現地に出向きます）
- ⇒意向を尊重します（当事者の話し合いでの解決を尊重し、強制等は行いません）

Q 4：「あっせん」は誰が申請できますか？

- ⇒道内の事業所に勤務する「労働者」又は「使用者」のいずれも申請できます。
- ⇒なお、対象事案は、「労働条件、その他労働関係に関する事項」について、「個々の労働者と使用者との間の紛争」であることが大前提です。
- ⇒また、申請は、所定の様式に必要な事項を記入した書面で行います。

※「あっせん」は、あくまでも労使双方の紛争解決への理解と協力による制度です。このため、状況により解決が困難と判断し、やむなく「あっせん」を打切る場合があります。

※また、話し合いを前提としているため、手続き上で申請者の氏名が相手側に伝わることとなります。この点についてあらかじめご留意願います。

詳しいお問い合わせは 地方労働委員会事務局  
(TEL 011-231-4111 内線32-585)  
又は 中小企業労働相談所  
(フリーダイヤル 0120-81-6105) まで

## 小型船舶をお持ちの皆様へ—日本小型船舶検査機構からのお知らせ

# 小型船舶の登録制度が始まります

「小型船舶の登録等に関する法律」が成立しました。この法律は、総トン数20トン未満の小型船舶を登録することにより、その所有権を公証しようとするもので、日本小型船舶検査機構が登録事務を行うことができることになっています。

### ◆登録の意義—所有権の公証とは？

皆様がお持ちの小型船舶は、この法律に基づいて登録されることによって所有者が特定され、また、一定の手続きを行えば誰でも「登録事項証明書」を入手できます。現在お持ちの船舶を売却する場合や新しい船舶を購入する場合に安心して取り引きを行うことができるようになります。

### ◆登録の効果—使用環境の整備

小型船舶の保管場所について、地域的なアンバランスが発生していますが、登録を通じて小型船舶の正確な分析状況を提供することができますので、各地での整備計画の企画・立案が適確に行われることが期待されます。マリンレジャーが、より身近なものになり、より快適なものになります。

### ◆登録の対象—漁船登録や船籍票との関係

この法律の対象となるのは、総トン数20トン未満の船舶です。ただし、漁船、ろかい舟、係留船、省令で定める小型で小馬力の船舶などはこの法律の対象ではありません。漁船は、従来どおり漁船法による漁船登録が行われます。都道府県から船籍票の交付を受けている船舶は、順次この法律による登録を受けることにな

ります。総トン数5トン未満の小型船舶も新たに登録が必要になります。

### ◆登録の時期—船舶検査との関係

この法律は、今後1年以内に施行されますが、施行後初めての船舶検査の時期までに登録を行うこととなります。日本小型船舶検査機構は、船舶安全法に基づいて小型船舶の検査を実施しておりますので、登録の手続きは、船舶検査に併せて行うことができます。

### ◆登録の手続き—日本小型船舶検査機構の役割

国土交通大臣は、新規登録、変更登録、抹消登録、総トン数の測定、登録事項証明書の発給等に係る事務について、日本小型船舶検査機構に行わせることができることになっています。日本小型船舶検査機構では、この法律の施行に向けて、所要の準備を行っています。

法律については、日本小型船舶検査機構ホームページ【<http://www.jci.go.jp>】又は、国土交通省ホームページ【<http://www.mlit.go.jp>】でご覧になれます。

日本小型船舶検査機構(JCI)本部  
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル  
電話 03(3239)0821(代)



# 11月の行事予定カレンダー

<b>1日</b> (木)	フツソ・サホライド塗布 総合体育館	<b>16日</b> (金)	バンビ教室
<b>2日</b> (金)	二種混合(小学6年) 小学校	<b>17日</b> (土)	幼稚園お遊戯会 幼稚園 眼科検診 中央公民館
<b>3日</b> (土)	鹿部町政功労者表彰式 中央公民館 ★文化の日	<b>18日</b> (日)	
<b>4日</b> (日)	鹿部町文化祭(~6日) 中央公民館	<b>19日</b> (月)	
<b>5日</b> (月)		<b>20日</b> (火)	三種混合予防接種 総合体育館
<b>6日</b> (火)	1歳6ヵ月児健診 総合体育館	<b>21日</b> (水)	健康相談 老人憩いの家
<b>7日</b> (水)	健康相談 老人憩いの家	<b>22日</b> (木)	
<b>8日</b> (木)		<b>23日</b> (金)	★勤労感謝の日
<b>9日</b> (金)		<b>24日</b> (土)	
<b>10日</b> (土)		<b>25日</b> (日)	
<b>11日</b> (日)		<b>26日</b> (月)	
<b>12日</b> (月)		<b>27日</b> (火)	鹿部町教育委員会表彰式 中央公民館
<b>13日</b> (火)	エキノコックス症検査(小学3年・中学2年) 小学校・中学校	<b>28日</b> (水)	健康相談 老人憩いの家
<b>14日</b> (水)	赤ちゃん健診 総合体育館	<b>29日</b> (木)	
<b>15日</b> (木)		<b>30日</b> (金)	

発行/鹿部町 ■編集/企画管財課 ■製作/有久保内印刷所

高田 杉 古 桑 中 目 城 熊 貞 次 保 蔵 子 雄 雄	八三歳 七二歳 八七歳 七七歳 鹿部 鹿部 鹿部 宮浜	氏名 おくやみ もうしあげます	平井 久保田 平野 植村 小田桐 奏 梨 未 優 歩 汰 乃 滞 希 輝 くん ちゃん ちゃん ちゃん くん	勝 滝 晃 欣 正 友 矢 生 也 信	宮浜 鹿部 宮浜 宮浜 本別	氏名 保護者 住所	おたんじょう おめでとう
---	--------------------------------	-----------------------	---	------------------------	----------------	-----------------	-----------------

### 世帯と人口

平成13年9月30日現在  
( )は前月比です

世帯数	1,682世帯(+7)
男	2,419人(+1)
女	2,490人(-2)
計	4,909人(-1)

## 戸籍の窓

・社会福祉協議会へ  
(有)村田土木工業様(本別)  
よりご寄付がありました。  
ご芳志通り有効に使わせて  
いただきます。本当にありが  
たうございます。

## ご寄付のお礼